

亀山市都市マスタープランに関する実績等報告書(令和2年度)

(産業建設部 都市整備課)

計画の基本情報

計画期間	R 1 ~ R 9 年度
位置付け	本計画は、都市計画法第18条の2において規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を策定するものであり、市町村の建設に関する基本構想(亀山市総合計画)に即したものである必要があり、総合計画基本構想に掲げる都市空間形成方針を具現化するものである。
目的・概要	亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用及び都市施設の整備に関する基本方針を明らかにすることで、将来にわたり暮らしやすい都市を形成することを目的としており、都市形成の基本的な方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担う。

計画の骨格



都市づくりの戦略方針(重点項目)

エリアを対象にした都市づくり	亀山駅周辺まちづくり
	関宿周辺まちづくり
	井田川地域の住宅団地再生
適切な土地利用の誘導(土地利用制度の検討・運用)	

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

計画の実績等

取組実績	<p>「都市施設整備の方針(交通施設整備の方針)」については、都市計画道路 和田太岡寺線の見直しを実施した。実施にあたっては、住民等の意見を反映させるため、住民説明会開催、パブリックコメント実施、関係機関(県)との協議、都市計画審議会での報告を行った。</p> <p>「都市づくりの戦略方針(適切な土地利用の誘導)」については、土地利用制度の検討を進めるため、庁内検討組織による検討を行った。</p> <p>また、「都市づくりの戦略方針(エリアを対象にした都市づくり)」については、エリアプラン策定を推進するため、「亀山市都市計画関係基本調査業務委託」を実施し、基礎調査、分析、他市町の事例収集等を行った。</p>
成果	<p>都市計画道路 和田太岡寺線の都市計画決定については、コロナ禍により延期となったが、概ねの手続きを年度内に進めることができた。</p> <p>また、土地利用制度の検討については、「亀山市土地利用制度検討業務委託」を実施し、庁内検討組織による検討を行った。</p> <p>エリアプラン策定に伴う調査については、必要な基礎調査、分析、他市町の事例収集等を行うことができた。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>1.快適さを支える生活基盤の向上 (1)都市づくりの推進 計画的な都市づくりの推進</p> <p>計画的な都市づくりを推進するため、都市計画道路の見直しを行うとともに、都市機能や居住の適切な誘導を行うための「適切な土地利用の誘導」に寄与できた。</p>

反省点・課題	<p>都市マスタープランに掲げた土地利用制度、エリアプラン策定を進めるにあたっては、地域住民の理解を十分得ていく必要があり、地域課題等に対応した制度、計画としていく必要がある。また、他課で実施している関連事業との連携を図り、調整のうえ事業推進を図る。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>地域懇談会等の実施により、住民との合意形成を図り検討を進めていく。また、庁内組織による検討も行い、関係部署との調整を図る。</p> <p>誘導区域の魅力向上による集約化を図れる制度、計画を策定し、これにより「都市の価値と魅力(都市力)の向上」につなげていく。</p>
--------	--